平成２１年（フ）第１５１５号
福岡市東区多々良１丁目54―15―101
債務者　山口　美和
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５２７号
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目８番５号
ミカサビレッジ102号
債務者　田中ハナコ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５７７号
福岡県古賀市千鳥３丁目２番９―201号
債務者　河口　瑞樹
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５７８号
福岡県古賀市千鳥３丁目２番９―201号
債務者　河口　良子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９６３号
福岡県糸島郡二丈町大字武430番地の30
債務者　鎗光　民江
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０７７号
福岡市博多区金の隈１丁目10番１―310号
債務者　江田　　健
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１７４号
福岡市南区井尻４丁目33番48―101号
債務者　伊藤　彰浩
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２００号
福岡市西区今宿青木254番地１
債務者　浦田　勝利
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２３１号
福岡市西区愛宕浜２丁目３番10―1005号
債務者　太田黒智之
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２６３号
福岡市城南区堤団地14番402号
債務者　本多　茂彦
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２７２号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目９番201号
債務者　森　　葉子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２８３号
福岡県春日市春日公園７丁目102番地パークハイツ202号
債務者　西　　直子（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３２１号
福岡市南区三宅２丁目31番１―206号
債務者　長野ちずる
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３４７号
福岡市博多区板付６丁目９番16号
債務者　西森　　弘
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４２６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中172番地３
債務者　楠田　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４４７号
福岡市早良区田村２丁目11番２―302号
債務者　千代住健二郎
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４５０号
福岡県大野城市仲畑１丁目38番６号
債務者　上野　千春
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４６９号
福岡市東区和白３丁目12番21―101号
債務者　江口　応恵
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部